

学童保育クラブ説明会の要旨について

別添の学童保育のしおりについて、市の保育方針やクラブの注意点など、概要を簡潔にお伝えいたします。ご不明な点やご質問がある場合は、各学童保育クラブ又は子育て支援課へお問い合わせください。

【かほく市の学童保育クラブの運営方針】

- ① 保護者のお仕事などで、放課後留守家庭で適切な保育を受けられない児童を保護者に代わり保育する施設となります。友達が通っているから・・・などの理由でクラブへ通所するのではなく、**家庭で適切な保育が受けられない場合のみ通所**をさせるようにご配慮をお願いします。
- ② 子どもにとっては、保護者の皆様と過ごす時間が一番大事と考えております。また、児童は学校での集団生活に加え、放課後も異年齢の集団生活を行うことから、夕方には精神的にも疲れが見えてくる子が多いです。

お仕事の都合がつく場合は、クラブを休ませるなど保護者と一緒に過ごしていただくように、ご配慮をお願いします。

- ③ 学校が終わると、帰宅するまで学童保育クラブを「生活の場」として過ごします。児童も学校と違い、のびのびした面が垣間見えますが、集団生活のルールなどもあるため、支援員から児童に注意を促すこともあります。ご理解をお願いします。



【保育時間】

「学童保育クラブのしおり」に記載の通りとなりますが、以下についてご理解をお願いします。

- ① 土曜日保育については、必要のある家庭についてのみ申請により実施します。
土曜日保育に際しては、毎月、勤務日の確認できる書類（勤務シフトなど）の提出をお願いします。
- ② 延長保育については、申請により午後7時まで対応しております。
保護者の皆様もお仕事で大変とは思いますが、お迎え時間厳守でお願いします。

※前述のとおり、児童は学校・学童保育クラブと集団生活に疲れていますので、お仕事が終わったら早めのお迎えをお願いします。

【施設内の事故等について】

① 万一の事故に備え、スポーツ安全保険へ加入していただいております。保険料(800 円/人)については、3月11日(金)までに各学童保育クラブへ持参ください。

※スポーツ保険は途中退所などの場合でも返金はできかねますのでご了承ください。

② 児童が故意により、他の児童にけがをさせた場合や施設内の物品を破損した場合については、適宜保護者の皆様にご相談させていただきますので、ご了承ください。
(過去には行為の程度によって賠償等のお話もさせていただいたことがあります。)

【その他】

① クラブ内での宿題については、活動の一環として支援員から「声かけ」のみ行います。宿題の実施については子どもの自主性を尊重して行いますので、保護者と児童でルールを明確（学童保育クラブでプリントは終わらせるなど）にしておいてください。

② 連絡帳や宿題の確認などについて、支援員が行うことはありません。
各家庭で、児童と一緒にご確認をお願いします。



③ クラブの退会や利用変更については、前月末の5日前までに各クラブへ書類を提出してください。この期間を過ぎると、翌月分の利用料金に反映することができません。

④ 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症に家族が罹患した場合などは、できるだけ家庭での静養をお願いします。



事務担当
かほく市 子育て支援課
☎ 076-283-7155
kosodate@city.kahoku.lg.jp